



大阪市長  
横山 英幸 様

2026年3月6日

大阪市介護支援専門員連盟

会長 [REDACTED]

〒 [REDACTED] 大阪市 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

メール [REDACTED]

## 大阪市の介護保険運営改善に関する要望書

### <要望趣旨>

大阪市の介護保険サービスが恒久的に大阪市民に提供できるために以下を要望します

### <要望項目>

1. 第10期介護保険事業計画では第9期介護保険事業計画より介護保険料を下げる事  
大阪市の第9期介護保険事業計画の介護保険料は基準額で9,249円となり全国1位となっています。その要因として、①ひとり暮らし高齢者が多く、介護サービスを利用するための要介護認定率が高い ②低所得者が多く相対的に保険料が高くなる が想定されていますが、この要因は今後大きく変わる課題ではなく相対的に高齢者割合は増えるため介護保険料は増加することとなります。今後、高齢者の負担を軽減するため、介護保険に係る支出の見直し、介護予防の更なる推進、介護サービスの適正化などを進め保険料を下げる事。
2. 介護支援専門員の負担軽減及を実施すること  
大阪市の要支援・要介護認定者数に対して介護支援専門員が不足することが予測されています。令和4年度大阪市高齢者実態調査報告書についても明らかになりました介護支援

専門員の高齢化と処遇の低さも将来の介護支援専門員不足の要因と考えます。早急に介護支援専門員の業務負担の軽減策及び処遇改善を要望します。

なお、業務負担軽減・処遇改善に関しましては以下を実施いただくように要望します。

- ①介護支援専門員が行う記録義務の簡素化
- ②情報連携の ICT 利用の積極的推進
- ③一人暮らし等の生活支援サービスの充実
- ④30 日以内に要支援・要介護認定の認定決定を行うこと
- ⑤地域包括支援センター毎に異なる事務手続きを大阪市内で統一すること

### 3. 大阪市独自の介護支援専門員の処遇改善を実施すること

2 で提起したように、全国的に介護支援専門員が不足しており、人材の確保ができないため閉鎖する居宅介護支援事業所もあります。東京都では介護支援専門員に対して独自に行っている処遇改善や支援策がいくつかあります。大阪市でも国の制度に加え、独自の処遇改善策を実施することを求めます。

#### a. 居住支援特別手当の補助

- ・ 大阪市内の事業所が介護支援専門員に居住支援特別手当（月 1～2 万円）を支給する場合の補助を行ってください。

#### b. 潜在ケアマネの再就業支援・奨励金

- ・ 資格を持ちながら離職しているケアマネを対象に再就業支援の相談窓口を設置してください。
- ・ 大阪市内で再就業し一定期間従事したケアマネに 10 万円の奨励金を支給する制度を創設してください。

#### c. ケアマネ再就業等支援事業

- ・ 再就業希望者向けに研修情報提供、個別相談等の支援を行うポータルサイトを開設してください。

d. 事務職員雇用の補助による間接的支援

- ・ 居宅介護支援事業所が事務職員を雇う際の人件費補助を大阪市が実施してください。

4. 居宅介護支援事業所に対する大阪市独自の物価高騰支援を実施すること

a. 全方位的なコスト増による経営圧迫

居宅介護支援事業所は、ICT化に伴う通信費、訪問に必要な車両・機材の維持費、事務所の光熱費など、あらゆる面で物価高騰の影響をダイレクトに受けています。しかし、介護報酬によって収益が固定されているため、民間企業のようにコスト増を価格転嫁することができず、自助努力のみでは限界に達しています。

b. 「使途の柔軟性」の必要性

各事業所によって、喫緊の課題は異なります。移動手段の整備が必要な事業所もあれば、ICT環境の維持や高騰する光熱費への対応を優先すべき事業所もあります。使途を限定しない支援金こそが、実効性の高い経営支援となります。

【具体的要望事項】

- ・ 居宅介護支援事業所を「物価高騰支援金」の対象に加えること。
- ・ 支給された支援金の使途について、車両購入・維持、光熱費、事務経費等、事業運営に関わる諸経費に幅広く充当できるよう柔軟性を認めること。
- ・ 煩雑な領収書提出などを簡素化し、迅速に事業資金として活用できる仕組みとすること。

以上

大阪市福祉局介護保険課 御中

大阪市介護支援専門員連盟

会長 有村 哲史

## 居宅介護、介護予防支援における ICT の活用及び処遇改善に関する質問

早春の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ケアマネジャーの業務効率のため、ICT を取り入れ活用するにあたりご質問させていただきますのでご回答いただければ幸いです

あわせて、12 月より開始する居宅介護支援の介護職員等処遇改善につきましても、ご質問させていただきたく存じます

ご多忙の中お手数おかけしますが、ご回答いただきますようよろしくお願いいたします

項目	質問
1. AI の利用に関する個人情報の取り扱い	1-1 昨今、AI を利用したアセスメントやケアプランなどのケアマネジメントプロセスの支援としてA I を利用することが技術的に進んでいます。そこで、そのシステムに利用者の個人情報を入力しA I を利用することは個人情報保護の観点で問題にならないでしょうか？
	1-2 1-1 が問題にならない場合、個人情報利用同意書に AI を利用する旨記載する必要があるのでしょうか？
2. ケアプラン関連システムでのケアプラン交付	2-1 ケアプラン連携システム（厚生労働省が同等と認めるシステム含む）でケアプランを交付した場合、交付記録はどのように記録すればよいでしょうか？
	2-2 このような場合でも、支援経過に記録することが必要なのか教えてください。
3. 居宅介護支援における処遇改善	3-1 居宅介護支援においても介護職員等処遇改善加算が令和 7 年度 12 月より開始されますが、いわゆる「一人ケアマネジャー」の場合、多くの法人が代表取締役となり役員報酬として報酬を受けとっています。処遇改善加算は給与としての支払いしか認めていませんので、一人ケアマネジャーの場合は、処遇改善加算を取得しても支払いを行えないということでしょうか？